

あんしんすこやかセンター 管理者様  
世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業  
指定事業所 管理者様  
居宅介護支援事業所 管理者様

世田谷区高齢福祉部  
介護保険課長 瀬川 卓良

### 令和3年4月以降の介護予防・日常生活支援総合事業について

日頃より、当区の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、令和3年度報酬改定等に伴い、世田谷区が実施する総合事業について、下記のとおり見直しを行います。

内容をご確認いただき、必要な届出等につきまして、漏れのないようにお願いします。

### 記

#### 1. 改正内容

##### (1) 基本単位について

国が定める単価をふまえ、サービスごとに見直しを行います。(別紙1、2のとおり)

※ 令和3年4月1日から9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症に対応するための措置として、基本単位に0.1%を上乗せします。

##### (2) 加算について

通所型サービスについて、下表のとおり、新規加算の創設及び既存加算の算定要件等の見直しを行います。

加算を算定する場合の届出については、別紙3をご確認ください。

	新規加算	要件等見直し
【総合事業通所介護サービス】	・口腔・栄養スクリーニング加算 ・栄養アセスメント加算 ・科学的介護推進体制加算	・生活機能向上連携加算 ・栄養改善加算 ・口腔機能向上加算 ・サービス提供体制加算
【総合事業運動器機能向上サービス】	・科学的介護推進体制加算	

#### 2. 令和3年4月以降の事業内容

別紙1、2のとおり

### 3. 科学的介護情報システム（L I F E）の登録について

科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、科学的介護情報システム（L I F E）を用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用によるP D C Aサイクル及びケアの質の向上を図る取組を推進することとなりました。

L I F Eを利用するためには利用申請を行い、I Dとパスワードの発行を受けることが必要となります。事業所番号単位で登録を行い、4月前半から利用を開始するためには、3月25日までに利用申請を行うこととなりますので、必要に応じて手続きを進めてください。

詳細については、以下の厚生労働省通知等をご確認いただくようお願いします。

通所介護・地域密着型通所介護と同様に、L I F Eを用いたデータ提出が必要な加算もありますので、漏れのないようご注意ください。

【科学的介護情報システム（L I F E）の活用等について：厚生労働省通知】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094\\_00037.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)

【新規利用申請URL】

<https://chase.mhlw.go.jp>

【利用申請ヘルプデスク】

電 話：042-340-8819（平日10時から16時）

メール：chase@toshiba-sol.co.jp

### 4. サービスコード一覧及びCSVファイルについて

3月26日（金）を目途に、区ホームページに掲載予定ですので、もうしばらくお待ちください。

### 5. その他

(1) 改正内容については、利用者又は家族に説明し、同意を得るようお願いします。

(2) 世田谷区の総合事業の詳細については、以下区ホームページ（ページ番号：139361）をご確認ください。

トップページ > 目次から探す > 福祉・健康 > 高齢・介護

> 介護保険事業者向け情報 > 介護予防・日常生活支援総合事業に関する情報

> 介護予防・日常生活支援総合事業のご案内（事業者向け情報）

### 【問い合わせ先】

介護保険課事業者支援担当

電 話 03-5432-2884

F A X 03-5432-3059